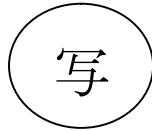


平成 21 年度

豊島区健全化判断比率審査意見書

豊島区監査委員



22 豊監発第62号  
平成22年9月15日

豊島区長 高野之夫様

豊島区監査委員	山	木	仁
同	鳴	川	智久
同	増	田	恵一
同	水	谷	泉

平成21年度豊島区健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づいて審査に付された、平成21年度豊島区健全化判断比率について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

**健全化判断比率審査意見**

第1	審査の対象	1 頁
第2	審査の期間	1 頁
第3	審査の方法	1 頁
第4	審査の結果	1 頁
1.	健全化判断比率について	1 頁
2.	算定の基礎となる事項を記載した書類について	2 頁
3.	平成 21 年度豊島区健全化判断比率	2 頁
4.	是正改善を要する事項	2 頁
第5	健全化判断比率の状況及び意見	3 頁
1.	健全化判断比率の状況	3 頁
2.	意見	9 頁
	参考データ	10 頁

# 健全化判断比率審査意見

## 第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第3条第1項の規定に基づいて、豊島区長より審査に付された次の健全化判断比率である。

- (1) 平成21年度実質赤字比率
- (2) 平成21年度連結実質赤字比率
- (3) 平成21年度実質公債費比率
- (4) 平成21年度将来負担比率

### (関係書類)

- (1) 平成21年度決算健全化判断比率等算定様式
- (2) 平成21年度決算算定基礎資料

## 第2 審査の期間

平成22年8月5日から平成22年8月19日まで

## 第3 審査の方法

健全化判断比率審査は、区長から提出された平成21年度決算健全化判断比率等算定様式及び同年度決算算定基礎資料について、記載された健全化判断比率が関係法令等の規定に基づき適正に算定されているか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が各会計歳入歳出決算書及び統計数値等に基づき適正に作成されているかを主眼として実施した。

この健全化判断比率審査にあたっては、健全化判断比率の算定の検証及び算定基礎資料の内容確認並びに関係部課から事情聴取等、必要な審査手続きをもって実施した。

## 第4 審査の結果

### 1. 健全化判断比率について

審査に付された平成21年度豊島区健全化判断比率については、関係書類である、平成21年度決算健全化判断比率等算定様式及び同年度決算算定基礎資料を照合した結果、表示された計数に誤りがなく、かつ健全化判断比率が関係法令等に基づき適正に算定されているこ

とが認められた。

また、様式について、関係法令等に準拠し、適正に作成されていることを確認した。

## 2. 算定の基礎となる事項を記載した書類について

平成21年度決算健全化判断比率算定基礎資料については、各会計歳入歳出決算書及び統計数値等の関係書類等により、適正に作成されていることが認められた。

## 3. 平成21年度豊島区健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	平成21年度	平成20年度 (参考)	平成19年度 (参考)	早期健全化 基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.0
②連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	40.0
③実質公債費比率	7.1	8.4	10.0	25.0	35.0
④将来負担比率	—	—	8.9	350.0	

注1) ①②は実質収支が黒字のため、また④は将来負担比率がマイナスのため、「—」と表記した。

注2) 早期健全化基準及び財政再生基準は法令の定めによる。

## 4. 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 第5 健全化判断比率の状況及び意見

### 1. 健全化判断比率の状況

#### (1) 実質赤字比率

一般会計等（従前居住者対策会計を含む）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、資金不足の大きさを示す指標である。

[計算方法]

$$\text{実質赤字比率}(\%) = \frac{\text{A}}{\text{B}} \times 100 = \frac{- (2, 712, 781)}{(67, 658, 974)} \times 100 = -4.00\%$$

〈千円〉

A＝一般会計等の実質赤字額（一般会計＋従前居住者対策会計）

B＝標準財政規模（標準税収入額＋臨時財政対策債発行可能額）

※ 実質収支が黒字である場合、実質赤字比率(%)は負の値で表示される。

※ Aのうち、一般会計の実質収支額は2,652,406千円の黒字であった。

従って、実質赤字額は-2,652,406千円となる（以下、同じ）。

従前居住者対策会計の実質赤字額は-60,375千円であり、実質赤字額の合計は-2,712,781千円となる。

※ Bのうち、標準税収入額は61,590,522千円、臨時財政対策債発行可能額は6,068,452千円であり、標準財政規模は67,658,974千円となる。

平成20年度比率と比較すると、マイナス幅が0.41ポイント縮小したが、この主な理由は、平成21年度決算における一般会計等の実質収支額が、前年度に比べ約3億2,417万円(10.7%)の減となったことによる。

早期健全化基準の11.25%と比較すると、これを大幅に下回っており、適正な水準である。

## (2) 連結実質赤字比率

一般会計等に、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、及び老人保健医療会計を加えた全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、全会計を含めた資金不足の大きさを示す指標である。

### [計算方法]

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{A}{B} \times 100 = \frac{- (4,059,375)}{(67,658,974)} \times 100 = -5.99 \% \\ (\%) \quad \text{〈千円〉}$$

A = 全会計の実質赤字額

B = 標準財政規模（標準税収入額＋臨時財政対策債発行可能額）

※ 実質収支が黒字である場合、実質赤字比率(%)は負の値で表示される。

※ Aのうち、各会計の実質赤字額は、一般会計が－2,652,406千円、従前居住者対策会計が－60,375千円、国民健康保険事業会計が－681,963千円、介護保険事業会計が－322,578千円、後期高齢者医療事業会計が－326,772千円、老人保健医療会計が－15,281千円であり、実質赤字額の総計は－4,059,375千円となる。

平成20年度比率と比較すると、マイナス幅が2.69ポイント縮小したが、この主な理由は、平成21年度決算における全会計を合計した実質収支額が、前年度に比べ約19億1,654万円(32.1%)の減となったことによる。

早期健全化基準の16.25%と比較すると、これを大幅に下回っており、適正な水準である。

### (3) 実質公債費比率

一般会計等が義務的に支出しなければならない公債費や公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率で、この数値が高いほど財政運営が厳しいことを示す指標である。

比率は、3か年平均（平成21年度決算では、平成19年度、平成20年度、及び平成21年度の平均比率）の数値である。

#### [計算方法]

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D} \times 100 \\ (\%) & \quad \text{〈千円〉} \end{aligned}$$
  
$$\begin{aligned} \text{19年度比率} &= \frac{(6,268,035+3,303,990) - (0+3,361,291)}{68,295,208 - (3,361,291)} \times 100 \\ &= 9.56\% \end{aligned}$$
  
$$\begin{aligned} \text{20年度比率} &= \frac{(6,314,846+2,190,003) - (0+4,263,616)}{68,805,563 - (4,263,616)} \times 100 \\ &= 6.57\% \end{aligned}$$
  
$$\begin{aligned} \text{21年度比率} &= \frac{(5,939,612+1,824,728) - (0+4,437,104)}{67,658,974 - (4,437,104)} \times 100 \\ &= 5.26\% \end{aligned}$$
  
$$\begin{aligned} \text{3か年の平均比率} &= (9.56 + 6.57 + 5.26) \div 3 \text{か年} \\ &= 7.1\% \end{aligned}$$

A = 地方債の元利償還金

B = 準元利償還金（満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの＋一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金＋公債費に準ずる債務負担行為に係るもの）

C = 特定財源

D = 算入公債費等の額（実質公債費比率の算定における額として総務大臣が定める額）

E = 標準財政規模（標準税収入額＋臨時財政対策債発行可能額）

平成20年度決算における比率と比較すると1.3ポイントの減となっており、数値は改善している。

この主な理由としては、地方債の元利償還金（A）の額が、平成18年度6,306,129千円、平成19年度6,268,035千円、平成20年度6,314,846千円、平成21年度5,939,612千円と減少傾向にあり、特に平成21年度は前年度に比べ3億7,523万円の大規模な減となっていること及び土地開発公社に対する用地買収費分割償還金の繰上償還（Bの一部）などの措置により、公債費に準ずる債務負担行為に係るものが平成18年度2,344,188千円、平成19年度2,895,816千円、平成20年度1,657,370千円、平成21年度1,258,893千円と、着実に減ってきていることによる。

早期健全化基準の25.0%と比較すると、17.9ポイント下回っており、適正な水準の範囲内にある。

#### (4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、今後償還することとなる地方債の残高や損失補償等を付した地方公社、第三セクターなどの負債、全職員を対象とした退職手当見込額など将来見込まれる実質的な財政負担の程度を示すものである。

この数値が高いほど、将来の財政運営に問題が生じる可能性が高くなることを示す指標である。

##### [計算方法]

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{(A - B)}{(C - D)} \times 100 = \frac{(66,475,129 - 88,444,824)}{(67,658,974 - 4,437,104)} \times 100 \\ (\%) & \qquad \qquad \qquad \langle \text{千円} \rangle \\ & = -34.7\% \end{aligned}$$

A = 将来負担額（地方債の現在高＋債務負担行為に基づく支出予定額＋組合等負担等見込額＋退職手当負担見込額）

B = 充当可能財源等（充当可能基金＋充当可能特定歳入＋基準財政需要額算入見込額）

C = 標準財政規模（標準税収入額＋臨時財政対策債発行可能額）

D = 算入公債費等の額

※ 基準財政需要額算入見込額及び算入公債費等の額は、将来負担比率の算定における額として総務大臣が定める額である。

※ Aのうち、地方債の現在高 37,063,492 千円、債務負担行為に基づく支出予定額 6,254,885 千円、組合等負担等見込額 1,733,998 千円、退職手当負担見込額 21,422,754 千円であり、将来負担額総額は 66,475,129 千円である。

※ Bのうち、充当可能基金 22,227,412 千円、充当可能特定歳入 24,153 千円、基準財政需要額算入見込額 66,193,259 千円であり、充当可能財源総額は、88,444,824 千円である。

マイナス表示は、充当可能財源が将来負担額を上回ったことを示す。平成20年度比率と比較するとマイナス22.4ポイントであり、大幅な数値の改善となった。

この主な理由は、将来負担額（A）のうち地方債の現在高が、前年度に比べ約34億347万円（8.4%）の減、債務負担行為に基づく支出予

定額が、前年度に比べ約 35 億 6,620 万円(36.3%)の減などにより、全体で大幅な減となった一方、充当可能財源等(Ⅱ)が、約 57 億 3,671 万円(6.9%)増加したことによるものである。

早期健全化基準の 350.0%と比較しても、これを大幅に下回っており、適正な水準の範囲内にある。

## 2. 意見

審査に付された健全化判断比率については、いずれも法令が定める早期健全化基準を下回っており、本区の財政は、全体として概ね健全な状況にあると認められる。

特に将来負担比率については、平成19年度が8.9、平成20年度がマイナス12.3、平成21年度がマイナス34.7と、年々大幅な数値の改善がみられる。

これは、将来的な財政負担となる地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額が大幅に減少したことに加え、将来の財政需要に備える財源となる基金が大幅に増加したことが、成果となって表れたものである。

しかし、平成20年度決算における健全化判断比率を比較してみると、特別区の中で、実質公債費比率が21位、将来負担比率が22位であった。

本区と同様に他区の数値も改善していることが予想されるため、平成21年度決算における比較でも、引き続き厳しい結果であると推察される。

行財政改革の取り組みを継続されているところだが、比率を悪化させる要因を減らす、さらなる工夫が求められている。

財政健全化を図るためには、隠れ借金といわれる土地開発公社に対する用地買収費分割償還金の全額繰上償還を実現することが、その第一歩といえることができる。

今後一層本区の魅力を引き出していく施策を展開するためには、揺るぎない財政基盤の確立が不可欠である。

依然として続く景気の低迷により、区財政を取り巻く状況が厳しいなか、今後の歳入環境の変化、扶助費の増加や区民ニーズの増大及び老朽化施設の改修等による財政需要の押し上げ要因を的確に把握され、より一層、着実な財政運営を推進されたい。合わせて、後日公表される平成21年度決算における健全化判断比率について、特別区の比較等も踏まえて、引き続き財政健全化に向けた最大限の取り組みを要望する。

〈参考データ〉

豊島区健全化判断比率の推移

(単位:%)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
--	----------	----------	----------

① 実質赤字比率

比率	△4.66	△4.41	△4.00
増減率	-	0.25	0.41

② 連結実質赤字比率

比率	△9.11	△8.68	△5.99
増減率	-	0.43	2.69

③ 実質公債費比率

比率	10.0	8.4	7.1
増減率	-	△1.6	△1.3

④ 将来負担比率

比率	8.9	△12.3	△34.7
増減率	-	△21.2	△22.4